

労働基準法 労務管理講座

「働き方改革関連法と、迫られる労基署対応」 ～罰則付きの改正労基法施行により厳しさを増す労基署への対応～

主催：（一社）新宿労働基準協会 （一社）大田労働基準協会（幹事） （一社）三田労働基準協会
（一社）品川労働基準協会 渋谷労働基準協会 （一社）池袋労働基準協会
王子労働基準協会 向島労働基準協会

働き方改革関連法は、70年ぶりの大改革ということで、来年の4月から順次施行されます。改正法の中には、時間外労働の上限規制（大企業は2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日施行）や年休付与義務（企業規模にかかわらず2019年4月1日施行）等罰則付きのものもあり、法施行後は、法遵守させるための労基署の監督指導はより厳しいものとなることが予想され、また、悪質とみなされると送検対象にもなることもあります。

本講座は、このような罰則付きの改正法や様式が変わった36協定、さらに労働時間の適正把握等について企業は何を注意しなければならないか、また、労基署にはどう対応したらよいのかについてわかりやすく解説いたします。

1. 日 時 2019年2月22日（金）13時30分～16時20分
（受付13時15分～）
2. 講 師 森井 博子 氏（元労働基準監督署長 特定社会保険労務士）
3. 内 容
 - ・過罰則付き時間外労働の上限規制の注意点
 - ・36協定（特別条項）・指針の注意点
 - ・罰則付きの年休付与義務の注意点
 - ・労働時間の客観的把握についての注意点
 - ・「フレックスタイム制」の留意点
 - ・「高度プロフェッショナル制度」の留意点
 - ・労基署の監督指導の視点
 - ・労基署の送検対象にならないためには
4. 定 員 80名（先着順）
5. 会 場 大田区立 消費者生活センター 2F 大集会室（裏面案内図参照）
6. 受講料 上記協会の会員4,000円（消費税込） それ以外の方6,000円（消費税込）
7. 申込方法 ①裏面申込書に必要事項を記入し、新宿労働基準協会あてにFAXして下さい（FAX番号 03-3366-8865）
②受講可能な場合は、受講票を申込担当者あてFAX返信します（申込書に必ずFAX番号をご記入して下さい）
③受講者は研修当日受講票をご提示下さい
お申し込み後の取り消しは2月15日（金）までをお願いいたします
それ以降の取り消しについては、受講料を頂きますのでご了承ください
8. 振込先
 - ・金融名 三菱UFJ銀行大久保支店 ・口座番号 普通 3991676
 - ・口座名称 （社）新宿労働基準協会振込人名の前に、講習会月日をご記入下さい（例0222 〇〇カイシャ）
9. 問合先 （一社）新宿労働基準協会 電話 03-3366-4737

労働基準法労務管理講座

FAX 申込書・受講票

■ 実施日：2019年2月22日（金） 13時30分～16時20分

受付開始時 13時15分～

■ 場 所：大田区消費者生活センター 2階 大集会室

一般社団法人新宿労働基準協会 FAX 03-3366-8865

『事業場事項欄』

会員の別	新宿会員・大田会員・三田会員・品川会員 渋谷会員・池袋会員・王子会員・向島会員 会員以外 ○を付して下さい		
事業場名 所在地			
業 種	(講師の事前準備の為に記入下さい)		
申込担当者 役職・氏名			
T E L		F A X	(受講票返信のため必ず記入)

『受講者事項欄』 (3名以上の場合、この用紙をコピーしてご使用ください。)

ふりがな		受講 番号	*
受講者氏名			

ふりがな		受講 番号	*
受講者氏名			

⑧ 個人情報、研修名簿の目的以外に利用することはありません。

開催場所：大田区消費者生活センター

大田区蒲田5-13-26

JR蒲田駅 東口徒歩4分

* 駐車場はございませんので、
公共交通機関をご利用ください。

hp

